健生食輸発0514第３号
令 和 ７ 年 ５ 月14日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

「令和７年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」
（中国産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）のクロルピリホス及びフィリピン産バナナのシペルメトリン）

標記については、令和７年３月28日付け健生食輸発0328第２号（最終改正：令和７年５月８日付け健生食輸発0508第２号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、中国産スナップエンドウ及びフィリピン産バナナのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

１．別表第２への追加
・中国産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）のクロルピリホス
・フィリピン産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のシペルメトリン

２．別表第３への追加
・中国産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）のクロルピリホス（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NINGBO HONGWEI FOOD CO.,LTD.」であるものに限る。）
・フィリピン産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のシペルメトリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YOSHIDA FARMS & TRADING CORPORATION」であるものに限る。）